

2025年（令和7年）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

第2回輸送交通・警備専門委員会

参 考 資 料



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24次全国障害者スポーツ大会

2025



目次

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	・・・ P 1
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会組織図	・・・ P 3
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則	・・・ P 4
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	・・・ P 9
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 専門委員会規程	・・・ P 10
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針	・・・ P 13
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催推進総合計画	・・・ P 14
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市輸送・交通基本計画	・・・ P 18
第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項	・・・ P 20
わたSHIGA輝く国スポ大津市リハーサル大会輸送計画	・・・ P 24
第79回国民スポーツ大会大津市消防防災・警備基本計画	・・・ P 25
わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項	・・・ P 26
わたSHIGA輝く国スポ大津市リハーサル大会消防警備計画	・・・ P 29
わたSHIGA輝く国スポの競技会会期	・・・ P 32
大津市開催競技（リハーサル大会）及び開催施設	・・・ P 33

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月28日（日）～10月8日（水）
- ・開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：10月25日（土）～10月27日（月）
- ・開催期間：3日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (37競技)

①毎年実施競技 (36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技 (2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレール射撃 (第79回大会ではボクシングを実施)

(2) 特別競技 (1競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

(3) 公開競技 (7競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

スポーツ拳法、ウォーキング、インディアカ、ソフトバレーボール等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (14競技)

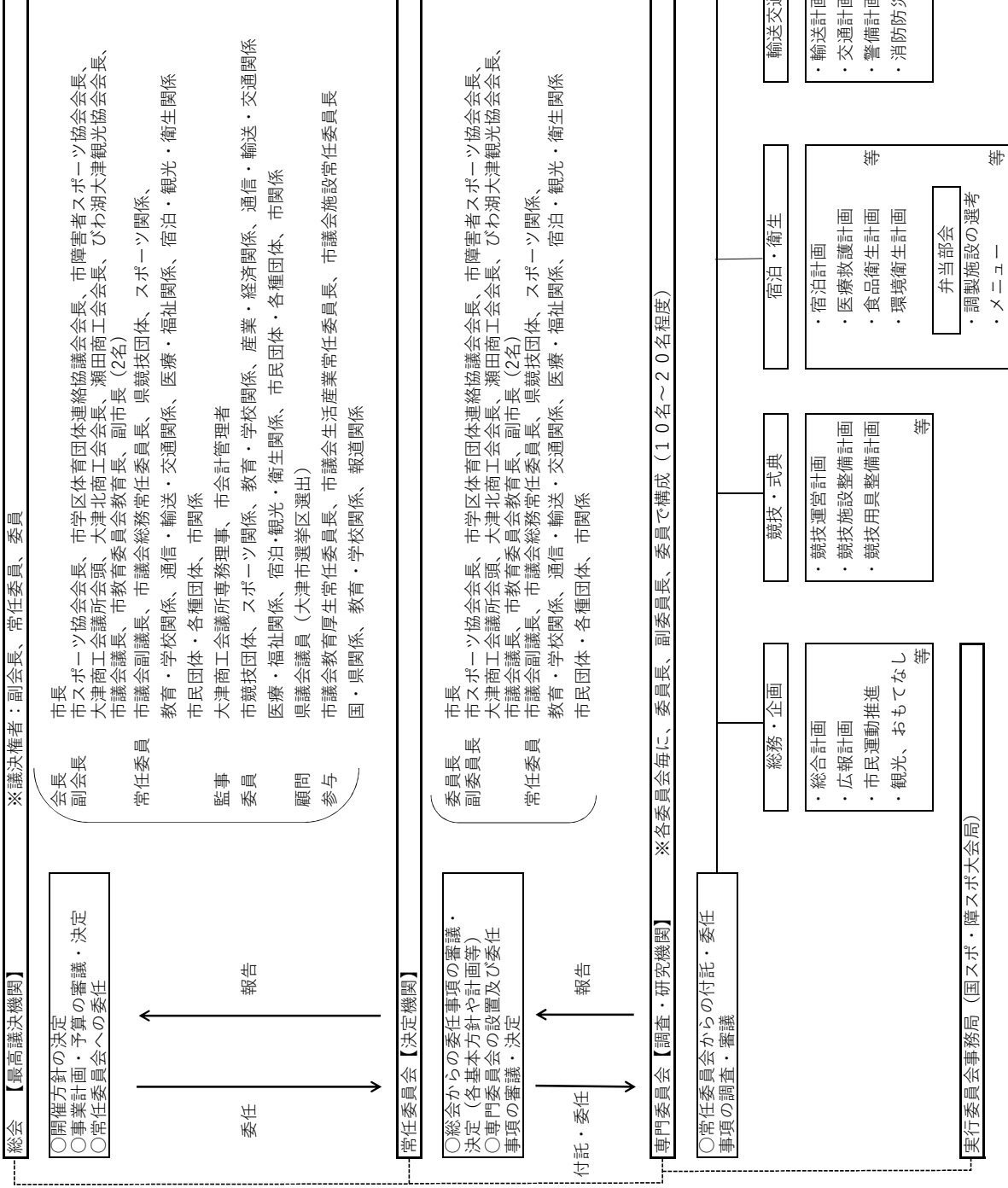
陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットソフトボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。

スポーツウェルネス吹矢、知的障害者バドミントン、ゴールボール

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会組織図



【令和3年2月5日 準備委員会第1回設立総会審議】

【令和4年8月19日 準備委員会第3回総会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大津市を代表する者
- (2) 大津市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 15名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
 - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
 - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、大津市に帰属するものとする。

第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和4年8月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、また、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会会則第11条
第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

【令和3年4月15日 準備委員会第1回常任委員会審議】

【令和5年5月24日 実行委員会第1回常任委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則(令和3年2月5日制定)第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会専門委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置するこ

とができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。
- 5 専門委員会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって専門委員会の決議とすることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務・企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針

1 基本方針

本市は、琵琶湖や比叡、比良の山々に代表される四季折々に美しさを見せる豊かな自然、世界遺産、日本遺産を始めとする数多くの歴史と文化に彩られた恵み豊かなまちです。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会では、「大津の魅力」を全国に発信する絶好の機会とし、市民、関係団体、行政などが協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、本市スポーツ推進計画の目指す、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民が力を合わせて共に創っていくことが出来る社会の実現に繋げてまいります。

2 実施目標

(1) スポーツで大津を元気にする大会

スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、市民が自らスポーツを行う環境を創る土台となり、スポーツを通じて地域に一体感や活力を醸成するきっかけとする。また、市民がライフスタイルに応じたスポーツを楽しむことができるよう生涯スポーツの普及・振興に繋がる大会を目指します。

(2) 市民協働で創る大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、創意工夫をこらした機運づくりを図ります。市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 大津の魅力を発信する大会

歴史・文化・自然など様々な大津の魅力を全国に発信するとともに、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えます。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムを促進する大会を目指します。

(4) 大津の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(5) すべての人がともに支えあう大津を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を十分深め、ともに支え合う社会を築くことができる大会を目指します。

【令和3年4月15日 準備委員会第1回常任委員会審議】
【令和4年2月16日 準備委員会第2回常任委員会審議（第一次改定）】
【令和4年8月19日 準備委員会第3回常任委員会審議（第二次改定）】
【令和5年2月8日、10日 実行委員会第1回各専門委員会審議（第三次改定）】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催推進総合計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、市民総参加により、「大津の魅力」を全国に発信するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指し、大津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民と力を合わせて共に創っていくことができる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を積極的に展開するとともに、歴史・文化・自然など、様々な大津の魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、創意工夫をこらした機運づくりを図ることで、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていく。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、大津の魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムの促進を図るとともに、本市の特色をいかし、効果的なプロモーションを実施する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等について

は、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、あたたかみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に関わる人々の健康の確保を行い、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)第三次改定

年度 団体開催県	2020年度 R2 (5年前) 鹿児島県(延期)	2021年度 R3 (4年前) 三重県(中止)	2022年度 R4 (3年前) 栃木県	2023年度 R5 (2年前) 鹿児島県	2024年度 R6 (1年前) 佐賀県	2025年度 R7 (開催年)
主要行事	準備委員会設立		大会開催・会期決定 実行委員会へ改組 日本スポーツ協会・文部科学省 総合視察		リハーサル大会開催 中央競技団体最終視察	第79回国民スポーツ大会・ 第24回障害者スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会設立発起人会 開催 準備委員会 設立総会・第1回総会開催	準備委員会 第2回総会開催 常任委員会開催 総務・企画専門委員会 設置・開催 競技・式典専門委員会 設置・開催 宿泊・衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通・警備専門委員会 設置・開催	準備委員会第3回総会・ 実行委員会第1回総会開催 大会実施本部設置	実行委員会 第2回総会開催	実行委員会 第3回総会開催	実行委員会 第4回総会開催
①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整 開催推進総合計画策定・ 進捗管理 本大会関係経費調査検討		県実行委員会との 連絡調整 大会運営ガイドライン作成 協賛取扱要項検討 リハーサル大会 運営経費(最終)調査 本大会運営経費(最終) 調査 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物 取扱要項策定 保険加入要項策定	大会実施本部 運営マニュアル作成 リハーサル大会 予算編成 本大会運営経費(最終) 調査	リハーサル大会 予算執行・決算 本大会経費 予算編成	本大会予算執行・決算 本大会用識別用品整備 本大会遺失物・拾得物 取扱実施 本大会保険加入
③広 報	準備委員会SNS開設・運営	広報基本計画策定 準備委員会ホームページ (SNS含む)開設・運営	広報啓発活動の推進 広告塔設置検討 実行委員会ホームページ (SNS含む)へ改編・運営 大会報告書編成方針決定	広告塔設置		大会報告書作成
④市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動アクションプラン 策定 市民運動アクションプラン 実施 ボランティア募集等の 検討 ボランティア募集要項 策定 ボランティア募集・研修会実施	炬火イベント実施要項検討 リハーサル大会 ボランティア業務計画作成 本大会ボランティア 業務計画作成 リハーサル大会 ボランティア配置	炬火イベント実施要項策定 本大会ボランティア 業務計画作成 リハーサル大会 ボランティア配置	炬火イベント実施 本大会ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし			観光・おもてなし 基本計画策定 観光・おもてなし 実施要項策定 案内所設置運営要項 策定 休憩所等設置運営要項 策定 売店設置要項策定 歓迎装飾実施要項 策定		ガイドブック・観光ガイドマップ 作成検討 リハーサル大会 案内所設置 リハーサル大会 休憩所等設置 リハーサル大会 売店設置 リハーサル大会 歓迎装飾実施	ガイドブック・観光ガイドマップ 配布 本大会案内所設置 本大会休憩所等設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾実施

第5回実行委員会解散総会

第79回国民スポーツ大会開催・第24回全国障害者スポーツ大会開催

大会決算書

大会報告書

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧) 第三次改定

年度 団体開催県	2020年度 R2 (5年前) 鹿児島県(延期)	2021年度 R3 (4年前) 三重県(中止)	2022年度 R4 (3年前) 栃木県	2023年度 R5 (2年前) 鹿児島県	2024年度 R6 (1年前) 佐賀県	2025年度 R7 (開催年)	
⑥ 競技 競技・式典専門委員会	競技用具整備計画 (第二次)調査	競技運営基本計画 策定	競技用具整備計画 (第三次)調査	競技別運営計画作成 競技別実施要項(案)作成	競技別実施要項作成 競技日程・組合せ表(案) 作成	競技別プログラム作成 組合せ抽選会実施	
	競技役員等編成案 (第一次)見直し	競技役員等編成案 (第二次)作成	競技役員等編成案 (第二次)見直し	競技用具整備 (第一次)	競技用具整備 (第二次)	競技用具整備 (最終)	
	リハーサル大会 開催意向(第一次)調査	リハーサル大会 開催意向(第二次)調査	リハーサル大会 開催基本計画策定	競技会係員、競技会補助員編成 計画作成	競技会係員、競技会補助員編成 決定・養成	競技会係員、競技会補助員 委嘱	
	練習会場地(第二次)案作成 練習会場管理者へ打診	練習会場地(最終)案作成 練習会場管理者へ正式依頼	練習会場地(最終)案作成 練習会場管理者へ正式依頼	練習会場運営要領作成			
			競技会場記録本部 設置場所検討	競技会場記録本部 設置場所検討	競技会場記録本部 設置場所確定	競技会場記録本部 設置	
				デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項作成	デモスポ開催	
⑦ 式典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	式典実施要項作成	各競技会 開始式・表彰式の実施	
⑧ 施設 競技・式典専門委員会	競技施設整備計画 (第三次)作成	競技施設整備計画 (第四次)作成	競技施設整備計画 (第五次)作成	競技施設整備計画 (第六次)作成	競技施設整備計画 (第七次)作成		
		施設整備基本計画策定		リハーサル大会会場 設置仕様書作成	リハーサル大会会場 設置仕様書作成	本大会会場 設置	
⑨ 宿泊 宿泊・衛生専門委員会	第一次 仮配宿シミュレーション	宿泊基本計画策定	弁当需要 見込み数 等調査	第二次 仮配宿シミュレーション	第三次 仮配宿シミュレーション	本大会宿泊本部 設置	
			弁当調達要項 策定	弁当調達業者 指定	リハーサル大会 弁当調達実施	本大会配宿 実施	
⑩ 医事衛生 競技・式典専門委員会		医事・衛生基本計画 策定	医療看護要項 策定	医療看護実施要領 策定	本大会看護所 設置計画作成	本大会看護所 設置	
			感染症(防疫)対策要項 策定	リハーサル大会 看護所設置計画作成	リハーサル大会 看護所設置		
			食品衛生対策要項 策定	感染症(防疫)対策要領 策定		本大会医事衛生 本部設置	
			環境衛生対策要項 策定	食品衛生対策要領 策定	環境衛生対策要領 策定	本大会廃棄物 処理実施	
⑪ 輸送交通 輸送交通・警備専門委員会		輸送・交通基本計画 策定	輸送・交通実施要項 策定	計画輸送シミュレーション	本大会輸送計画 策定	本大会輸送本部 設置	
			リハーサル大会輸送 計画策定	競技会場地輸送 (第一次)調査	競技会場地輸送 (第二次)調査		
⑫ 消防警備 輸送交通・警備専門委員会			消防防災・ 警備 基本計画 策定		本大会消防警備 計画策定	本大会消防警備 本部設置	
			リハーサル大会 消防警備計画 策定		リハーサル大会 消防警備本部 設置		

第79回国民スポーツ大会開催・第24回全国障害者スポーツ大会開催

大会報告書

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市輸送・交通基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿舎への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両

(一般観覧者車両を含む。)と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送・交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「県準備委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は大津市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、市準備委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、競技会の運営上、やむを得ない場合を除いて、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって大津市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が大津市と大津市以外の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が大津市と大津市以外の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地準備委員会と協議のうえ、必要に応じて、実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県準備委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市準備委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要台数を市準備委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関、関係団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

国スポ期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に

対し、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月27日から施行する。

【令和5年2月10日 実行委員会第1回輸送交通・警備専門委員会審議】
わたSHIGA輝く国スポ大津市リハーサル大会輸送計画

1 目的

わたSHIGA輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の開催に際し、輸送業務を円滑に行うため、「第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項」に基づき、輸送計画を策定する。

2 基本的な考え方

(1) 計画輸送実施競技の選定方針

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の輸送は原則行わず、既存の公共交通機関等を利用した自主移動とするが、競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

イ 「わたSHIGA輝く国スポ」に向けた検証が必要な競技については計画輸送を行う。

(2) 実施内容

計画輸送を実施する場合は、バス又はタクシーを利用し、必要に応じて競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場の間を輸送する。

3 競技別輸送計画書

計画輸送を実施するリハーサル大会ごとに、輸送方法等を定めた競技別輸送計画書を作成する。

4 駐車場

(1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合は、原則競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分に確保できない場合や施設の立地等を考慮し、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。

(2) 駐車場は、大会参加者等（一般観覧者を除く。）を優先し、空きがある場合は、一般観覧者用の駐車場を設ける。

(3) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等（一般観覧者を除く。）に対し事前に駐車許可証を交付する。

(4) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することがないように周知徹底を図る。

5 来会方法等の把握

リハーサル大会開催前に、必要に応じて大会参加者等（一般観覧者を除く。）に対し来会意向調査等を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

6 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 「わたSHIGA輝く障スポ」のリハーサル大会における輸送計画の実施については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この計画は、令和5年2月10日から施行する。

第79回国民スポーツ大会大津市消防防災・警備基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における消防防災・警備対策については、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な国スポ運営が行われるよう、万全を期することを目的とする。

2 内容

（1）消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他災害の予防及び災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助等に関する諸対策を講じる。

イ 国スポ期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の向上を図る。

（2）警備対策

ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。

イ 国スポ期間中には、警察その他関係機関と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

大津市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

（4）関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

附則

この計画は、令和4年8月19日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会大津市消防防災・警備基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における消防防災業務及び警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

3 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前及び国スポ開催期間中とする。

4 実施体制

消防防災業務及び警備業務の実施体制は、次のとおりとする。

（1）国スポ開催前

大津市消防局及び関係機関、関係団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で実施する。

（2）国スポ開催期間中

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部内に設置した消防・警備部が、必要に応じて実施する。

5 消防防災業務

（1）基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 大津市地域防災計画、大津市水防計画、大津市消防局が定める警備計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

ア 国スポ開催前

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

（ウ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

（エ）防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。

（オ）競技会場等での避難訓練に関すること。

（カ）競技会場等の予防査察に関すること。

（キ）その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

（ア）競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。
- (3) 広域配宿に係る対策
広域配宿が生じた場合は、宿泊市町及び関係機関、関係団体等と連携し対応する。
- (4) 大規模災害に係る対策
大規模災害が発生した場合は、関係機関、関係団体等と連携し対応する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (エ) 通信体制の確立に関する事。
- (オ) 関係機関、関係団体等との情報連絡体制の確立に関する事。
- (カ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 競技会場等における事故及び事件の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等での交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止に関する事。
- (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場、練習会場、駐車場への不法侵入の予防及び施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) 情報通信業務の実施に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生した場合は、関係機関、関係団体等と連携し対応する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市リハーサル大会消防警備計画

1 目的

わたSHIGA輝く国スポ大津市競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）の開催に際し、消防防災業務及び警備業務を円滑に行うため、「わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項」に基づき、消防警備計画を策定する。

2 実施体制

リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部（以下「実施本部」という。）内に設置される消防・警備部が行う。

3 実施期間

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認めるリハーサル大会開催期間中とする。

4 競技会場及び競技名

ア 皇子山総合運動公園陸上競技場	サッカー
イ 伊香立公園芝生グラウンド	サッカー
ウ 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	サッカー
エ 大石緑地スポーツ村テニスコート	テニス
オ 関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	ローイング
カ 滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	体操（競技、新体操、トランポリン）、 バスケットボール、バドミントン
キ 大津市柳が崎特設セーリング会場	セーリング
ク ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	フェンシング、空手道
ケ 滋賀県警察学校射撃場	ライフル射撃（25m）
コ 瀬田川特設カヌー会場	カヌー（スラローム、ワイルドウォーター）

5 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

消防・警備部は、リハーサル大会の開催時間中、各競技会場に出向し巡回警備を行うことを基本とし、巡回警備中に各競技会場外で災害が発生した場合は、災害対応を優先とする。

(2) 消防防災体制

- ア 別に定めるリハーサル大会消防巡回警備計画表に基づき、巡回警備を行う。
- イ 巡回警備時は、指定の駐車位置又は出動体制に支障のない場所に駐車する。
- ウ 巡回警備時は、無線機（大津市消防局連絡用）及び各競技会場の実施本部が貸与する無線機（実施本部連絡用）を携行する。

エ 巡回警備を行った際は、別に定めるリハーサル大会消防巡回警備報告書に必要な事項を記入し、巡回警備終了後、実施本部に提出する。

(3) 災害対応

ア 巡回警備中に災害が発生した場合は、大津市消防局通信指令課（消防指令センター）に通報するとともに、実施本部に連絡する。

イ 傷病者を病院へ搬送した場合の対応は、次のとおりとする。

(ア) 出動した各隊は、搬送先等の情報を大津市消防局通信指令課（消防指令センター）に連絡する。

(イ) 大津市消防局通信指令課（消防指令センター）は、実施本部へ搬送者の情報提供に努める。

ウ 多数傷病者事故、化学剤・生物剤の漏洩、流出等の特殊な災害が発生した場合の対応については、大津市消防局出動計画に定めるとおりとする。

6 警備業務

(1) 警備員配置体制

ア 警備員配置場所

競技会場、練習会場、駐車場及びその周辺道路等（以下「競技会場等」という。）とする。

イ 警備員配置期間

市実行委員会が必要と認めるリハーサル大会開催期間中とする。

(2) 業務内容

ア 交通誘導警備

(ア) 競技会場及び練習会場の駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導を行う。

(イ) 競技会場等における車両及び歩行者の整理並びに誘導を行う。

(ウ) 競技会場等における違法駐停車の防止及び排除を行う。

イ 夜間警備

(ア) 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難並びに損壊等の防止を行う。

(イ) 不審者及び不審物への警戒を行う。

(ウ) 事故発生時における関係機関、関係団体等への通報を行う。

ウ 会場警備

(ア) 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒を行う。

(イ) 競技会場内における不審者及び不審物を発見した場合は、関係機関、関係団体等への通報及び適切な初動措置を行う。

(ウ) 撮影禁止区域内での撮影者への対応を行う（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応も含む）。

エ その他

(ア) 事故発生時及び緊急時における実施本部への連絡を行う。

(イ) 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の生命、身体及び財産を守るために必要な警備を行う。

(ウ) 警察活動及び消防活動への協力を行う。

7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 「わたSHIGA輝く障スポ」競技別リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この計画は、令和5年2月10日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポの競技会会期

【正式・特別競技】

競技名		種別	開催日程(令和7年)	競技会場	開催形式
サッカー		少年女子	10月3日(金)~10月6日(月)	皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド 甲賀市水口スポーツの森陸上競技場	共同開催 (甲賀市)
テニス		全種別	9月29日(月)~10月2日(木)	大石緑地スポーツ村テニスコート	単独開催
ローイング (※ボート)		全種別	10月4日(土)~10月7日(火)	関西みらいローイングセンター (滋賀県立琵琶湖漕艇場)	単独開催
体操	競技	全種別	9月12日(金)~9月15日(月)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	単独開催
	新体操	少年男子	9月6日(土)~9月7日(日)		
		少年女子	9月6日(土)~9月7日(日)		
トランポリン	男子 女子	9月9日(火)			
バスケットボール		成年男子	10月3日(金)~10月6日(月)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	単独開催
		少年男子	10月3日(金)~10月7日(火)		
セーリング		全種別	9月28日(日)~10月1日(水)	大津市柳が崎特設セーリング会場	単独開催
フェンシング		全種別	9月29日(月)~10月2日(木)	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	単独開催
バドミントン		全種別	9月28日(日)~10月1日(水)	滋賀ダイハツアリーナ (滋賀アリーナ)	単独開催
ライフル射撃(25m)		成年男子	10月4日(土)~10月6日(月)	滋賀県警察学校射撃場	単独開催
カヌー	スラローム	成年男子	10月4日(土)~10月5日(日)	瀬田川特設カヌー競技場	単独開催
	ワイルド		10月3日(金)、10月6日(月)		
	ウォーター	成年女子			
空手道		全種別	10月5日(日)~10月7日(火)	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	単独開催
〔特別競技〕 高等学校野球(硬式)		—	9月29日(月)~9月30日(火)、 10月2日(木)	マイネットスタジアム皇子山 (皇子山総合運動公園野球場)	単独開催

※2023年1月1日付で「ボート」から「ローイング」に競技名称が変わりました。

【デモンストレーションスポーツ】

競技名	開催日程(令和7年)	競技会場	開催形式
スポーツ拳法	未定	皇子が丘公園体育館	単独開催
ラジオ体操第3(初代・二代目)	未定	皇子が丘公園体育館	単独開催
百人一首競技かるた	未定	滋賀県立武道館	単独開催
スリースマイルゴルフ	未定	和邇市民運動広場グラウンド	単独開催

大津市開催競技（リハーサル大会）及び開催施設

【国民スポーツ大会】

競技名		大会名	実施時期（予定）	開催施設
サッカー		第60回全国社会人サッカー選手権大会	令和6年10月19日（土） ～10月21日（月）	・皇子山総合運動公園陸上競技場 ・伊香立公園芝生グラウンド ・甲賀市水ロスポートの森陸上競技場
テニス		第47回全日本都市対抗テニス大会	令和6年7月19日（金） ～7月21日（日）	大石緑地スポーツ村テニスコート
ローイング （※ボート）		第70回中日旗争奪びわ湖レガッタ	令和6年8月31日（土） ～9月1日（日）	関西みらいローイングセンター （滋賀県立琵琶湖漕艇場）
体操	競技	第78回近畿高等学校体操競技・新体操選手権大会	令和6年6月15日（土） ～6月16日（日）	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
	新体操	第78回近畿高等学校体操競技・新体操選手権大会	令和6年6月8日（土） ～6月9日（日）	
	トランポリン	第59回全日本学生トランポリン競技選手権大会（予定）	令和6年8月24日（土） ～8月25日（日）	
バスケットボール		第7回全日本社会人バスケットボール選手権大会 近畿ブロック予選	令和6年12月14日（土） ～12月15日（日）	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
セーリング		・高松宮妃記念杯第70回全日本実業団ヨット選手権大会 ・第24回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 ・2024年全日本セーリング選手権大会	令和6年9月14日（土） ～9月16日（祝・月）	大津市柳が崎特設セーリング会場
フェンシング		第77回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）	令和6年12月20日（金） ～12月22日（日）	ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）
バドミントン		バドミントンS/JリーグII 2024	令和6年11月14日（木） ～11月17日（日）	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
ライフル射撃（25m）		令和6年度全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会兼わたSHIGA輝く国スポライフル射撃（25m）競技リハーサル大会	令和6年9月15日（日） ～9月16日（祝・月）	滋賀県警察学校射撃場
カヌー （スラローム、 ワイルドウォーター）		わたSHIGA輝く国スポカヌー競技リハーサル大会（カヌースラローム・ワイルドウォーター）	令和6年10月26日（土） ～10月27日（日）	瀬田川特設カヌー競技場
空手道		令和6年度滋賀県民総スポーツの祭典 第77回滋賀県民スポーツ大会の部 空手道競技	令和6年7月14日（日）	ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）
〔特別競技〕 高等学校野球（硬式）		実施しない		

※2023年1月1日付で「ボート」から「ローイング」に競技名称が変わりました。